

第10次鳥獣保護事業計画（素案）の概要

基本理念

人と野生鳥獣との共生及び生物多様性の保全を基本理念とする。

1 鳥獣保護事業計画の計画期間

平成19年4月1日～平成24年3月31日（5カ年間）

2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

① 鳥獣保護区の指定（鳥獣の捕獲禁止）

鳥獣の保護繁殖地を確保するとともに、環境教育の場として活用するため、鳥獣保護上、重要な地域を対象に新規指定並びに指定の更新に努める。

第10次計画終了時の鳥獣保護区 18箇所 約 12,801ha

（第9次計画終了時の鳥獣保護区 16箇所 約 10,621ha）

●新規指定 2箇所 約 2,180ha（枚方市・四條畷市）

●更新指定 9箇所 約 5,039ha（東大阪市ほか）

② 特別保護地区の指定（鳥獣の捕獲禁止及び開発行為の制限）

鳥獣の生息又は繁殖適地を確保するため、新たな区域の指定に努める。

第10次計画終了時の特別保護区 2箇所 約 110ha

（第9次計画終了時の特別保護区 1箇所 約 70ha）

●新規指定 1箇所 約 40ha（四條畷市）

③ 鳥獣保護区の整備

鳥獣の良好な生息環境を保つため、自然環境の保全に努めるとともに、標識類等を計画的に整備することにより、多くの府民が鳥獣に親しめる場の確保に努める。

3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

狩猟鳥の増殖を図るため、キジ300羽（毎年）を生息適地に計画的に放鳥する。

4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ① 鳥獣の適正な保護管理や適切な有害鳥獣捕獲を進めるため、市町村や関係団体との調整に努めるとともに、総合的な被害防止対策を検討し、その推進を図る。
- ② 知事の権限に属する許可事務のうち、鳥獣の保護に支障のない範囲において、市町村と十分協議し、市町村長への委譲を進める。

5 特定猟具使用（銃猟）禁止区域に関する事項

銃猟に伴う危険を予防するため、市街地を対象とした指定の拡大を図る。

第10次計画終了時の銃猟禁止区域 75箇所 約 120,899ha

(第9次計画終了時の銃猟禁止区域 77箇所 約 114,640ha)

●新規指定 1箇所 約 390ha

・箕面市

●変更指定（区域拡大） 3箇所 約 39,727ha

・堺市（約 13,300ha）、交野市（約 1,525ha）、大阪湾（大阪市ほか9市町／約 24,902ha）

●変更指定（区域縮小） 2箇所 約 5,884ha

・鳥獣保護区指定による減少 枚方市（約 1,080ha）四條畷市（約 1,100ha）

●更新指定 45箇所 約 54,610ha

・能勢町ほか44箇所

●廃止 3箇所 約 298ha

・堺市銃猟禁止区域との統合による廃止

【旧美原町域：美原（約 33ha）、羽曳野丘陵（約 240ha）美原南部（約 25ha）】

6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

ニホンジカ及びイノシシを対象とした特定鳥獣保護管理計画を作成し、個体数管理や被害防止対策等を総合的に講じる。

計画期間 平成19年4月1日～平成24年3月31日

* 特定鳥獣保護管理計画：農林業被害等、人と鳥獣との様々な軋轢を軽減・解消するため、長期的な観点から定める当該鳥獣の保護・管理に関する計画

7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣保護行政の適正な推進のため、生息状況の調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努める。

① 鳥獣保護対策調査

- ・ ニホンジカ、イノシシ
- ・ 絶滅の恐れのある鳥獣（オオタカ等猛禽類）
- ・ がん・かも類
- ・ 鳥獣保護区10ヶ所の鳥獣

② 狩猟関係調査

- ・ 放鳥効果測定調査（キジ）
- ・ 狩猟実態調査（狩猟者へのアンケート調査）

③ 有害鳥獣対策調査

- ・ カワウ
- ・ カラス
- ・ イタチ

8 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

鳥獣保護事業について、広く府民の認識を深め、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

- ① 法令の遵守指導
- ② 愛鳥週間行事等の実施
- ③ 愛鳥モデル校の指定等

9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

- ① 鳥獣保護事業の円滑な推進のため、研修を通して担当職員や鳥獣保護員の専門的知識の向上を図るとともに、その適正配置に努める。
- ② 鳥獣の保護管理の担い手となる専門的知見を有する人材の育成等に努める。

10 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

① 狩猟の適正管理

人の安全確保と錯誤捕獲の防止のため、「わな」の適切な設置と見回りの励行、「わな」設置者の明示を厳正に指導する。

② 鳥獣の飼養の適正化

個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

愛がん捕獲の許可をメジロに限定する。

③ 傷病鳥獣への対応

獣医師会の協力を得て指定する野生鳥獣救護ドクター等を核に、傷病野生鳥獣救護ボランティア等の協力も得ながら機動的に傷病鳥獣の治療と保護飼養を推進する。

④ 動物由来感染症への対応

鳥類の移動経路の解明や高病原性鳥インフルエンザ等の感染症のモニタリングを行い、鳥獣に関する専門的な知見からの適切な情報提供等を進める。